

案内広告物に関する先進国・先進地での 参考事例の収集・整理

平成28年8月

和歌山県

目 次

■案内広告物に関する先進国・先進地での参考事例の収集・整理	1
1. 案内広告物の定義	1
2. 案内広告物の事例収集について	1
3. 参考事例の収集・整理の一覧	2
4. 道標	5
4-1. 先進国の事例.....	5
4-2. 国内先進地の事例.....	8
5. 案内図板等	12
5-1. 先進国の事例.....	12
5-2. 国内先進地の事例.....	13
6. 案内板	16
6-1. 先進国の事例.....	16
6-2. 国内先進地の事例.....	34
7. その他	45
7-1. ピクトグラムの事例.....	45
7-2. カラーデザイン（地色・色数・イラスト）	46
7-3. 色彩に配慮した事例（海外）	47
7-4. 観光施設を優遇した事例.....	49

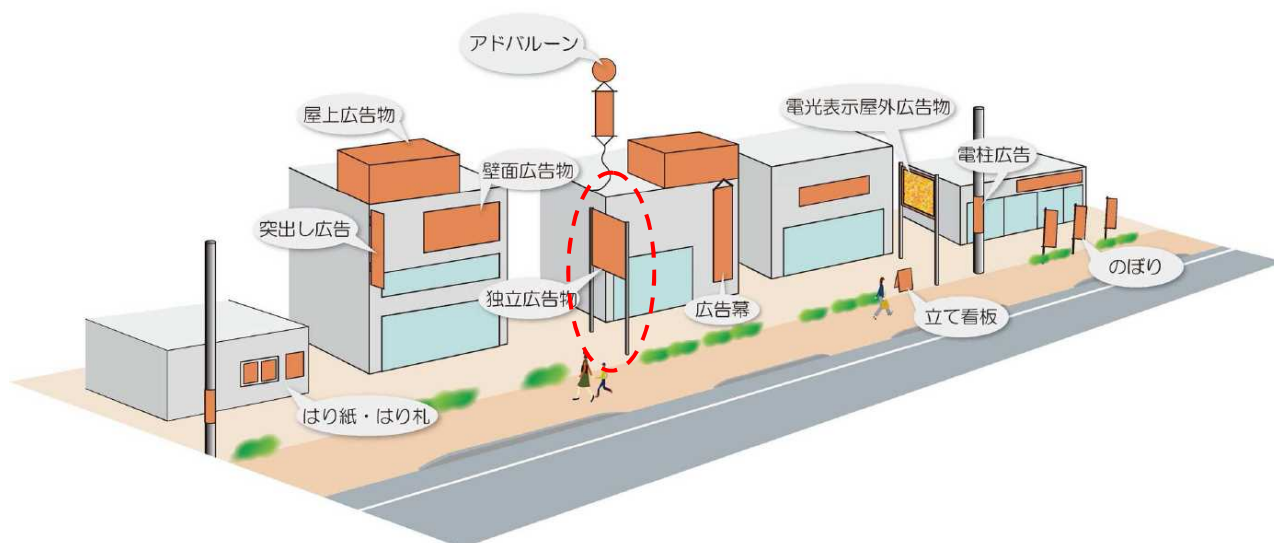
■案内広告物に関する先進国・先進地での参考事例の収集・整理

1. 案内広告物の定義

道標	:道路を通行する人の便宜のために木、石又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、地名又は公共的な建物、施設等の方向、里程などを表示するもの
案内図板等	:木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、又は建築物(塀を含む。)の壁面を利用して取り付けられ、事業所、営業所若しくは作業場(以下「事業所等」という。)を案内するための図表を表示するもの又は土地に建植され、公共的な広告内容を表示するもの
案内板	:道路を通行する人の便宜のために木、石又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、建築物(塀を含む。)の壁面を利用して取り付けられ、又は電柱に巻き付けられ、若しくは取り付けられ、事業所等の方向、里程等を表示するもの(案内に要する面積は表示面積の 1/3 以上に限る。)

2. 案内広告物の事例収集について

事例収集の対象は、上記の「道標」「案内図板等」「案内板」を対象とし、独立広告物における事例を収集する。



3. 参考事例の収集・整理の一覧

分類	国内外	先進国・先進地名	主な事例の内容
道標	海外	フランス	・色彩の制限 ・地域における制限（市街地・農村部等）
		スペイン	・色彩
		ドイツ	・色彩
		ドイツ	・規格
	国内	静岡県	・文字（ピクトグラム、ユニバーサルデザイン） ・広告物同士（合体表記→分離表記）
		岡山県総社市 （旧山手村）	・文字（ピクトグラム）
		兵庫県篠山市	・広告物同士（数量制限） ・範囲における制限（施設内 10km 以内）
和歌山県		・世界遺産シンボルマークの追加	
案内図板等	海外	フランス	・観光税徴収（自治体単位にて）
	国内	静岡県	・案内図板等の仕様の統一 ・文字（ピクトグラム、ユニバーサルデザイン）
		京都府京都市	・鉄道とバスの連携（時刻表・乗場案内表示）
		静岡県菊川市	・規格、面積、相互間距離の規制
		和歌山県	・文字（ピクトグラム）を共通
案内板	海外	オーストラリア ニューサウスウェールズ州	・地域における制限（市街地・農村部等） ・範囲における制限（一つの敷地には数を限定） ・スカイラインを妨げない ・道路橋との関係
		ドイツ バーデン	・アウトバーン（高速道路）での看板規制 ・違反広告物の撤去
		ドイツ	〔アウトバーン（高速道路）〕 ・色彩（茶系で統一）
		スイス	・相互間距離の規制
		アメリカ カリフォルニア州	・集合案内広告物 ・規格の制限 ・地域における制限（高速道路・農村部）
		アメリカ コロラド州	・相互間距離の規制（市街地・農村部等）

分類	国内外	先進国・先進地名	主な事例の内容
案内板	海外	アメリカ コロラド州	・ 集合案内広告物 ・ 規格の制限 ・ 地域における制限（高速道路・農村部）
		アメリカ	・ LOGOS（高速道路）、TODS（農村部）の事例
		アメリカ モンタナ州	・ 範囲における制限（インターチェンジ周辺規制） ・ 規格（高さ）の規制
		スイス	・ 位置の制限
		韓国 ソウル市	・ 表示内容、素材、色彩、余白、文字の規制
		中国	・ 大きさを規制
		ケニア ナイロビ	・ スカイラインを阻害する事例
案内板	国内	奈良県奈良市	・ 色彩の規制
		富山県	・ 集合案内
		富山県（富山県内の IC）	・ インターチェンジ周辺
		奈良県香芝逢坂の交差点	・ 景観配慮型の広告への改修
		神奈川県横浜市 保土ヶ谷バイパス	・ 違反広告物の撤去
		神奈川県鎌倉市	・ 色彩・デザインを誘導
		福井県 （磐梯山猪苗代地区）	・ 集合案内広告物
		石川県金沢市 （湯桶街道）	・ 集合案内広告物（維持管理費徴収）
		山梨県山中湖村	・ 違反広告物の撤去
		山梨県富士河口湖町	・ 違反広告物の改善
		山梨県富士河口湖町	・ 集合案内広告物
		山梨県富士宮市	・ 集合案内広告物 ・ 違反広告物の撤去
		山梨県富士河口湖町	・ 集合案内広告物 ・ 形状の統一 ・ 盤面色彩の統一
		成田地域（千葉県）	・ 文字（ユニバーサルデザイン）
		静岡県富士市	・ 地域における制限
		九州横断の道 やまなみハイウェイ	・ 地域住民による看板のあり方検討
福岡県古賀市	・ 適合させるよう指導 ・ 違反広告物の撤去		
その他	国内	宮城県仙台市	・ 文字（ピクトグラム、ユニバーサルデザイン）
		群馬県富岡市	・ 地色、色数を制限 ・ イメージしやすい統一したイラストを入れる

分類	国内外	先進国・先進地名	主な事例の内容
その他	国内	宮城県仙台市	・文字（ピクトグラム、ユニバーサルデザイン）
		群馬県富岡市	・地色、色数を制限 ・イメージしやすい統一したイラストを入れる
	海外	アメリカ	・色彩に配慮した事例（茶系使用）
		イギリス	・色彩に配慮した事例（茶系使用）
	国内	新潟県	・観光施設案内の面積・高さ優遇
		青森県五所川原市	・観光施設案内等の後退距離撤廃
		秋田県	・観光地の広告物の規制緩和（禁止地域に掲示）
	海外	アメリカ	・施設用途、駐車場台数、来訪者数などを基準に、州ごとに規制緩和

4. 道標

4-1. 先進国の事例

◇先進国名

フランス

◇出典

国交省第2回観光活性化標識
ガイドライン検討会<資料 2>
都市保全計画／西村幸夫著

◇制限・誘導の内容

- ・ 広告物の掲出は原則的に市街地に限られ、それ以外の農村部では広告物許可地区で許可される以外では掲出が禁止される。市街地内部においても指定及び登録歴史的建造物や指定景勝地、国立公園などでは一律に広告物の掲出が禁止される。
- ・ また、指定及び登録歴史的建造物や指定景勝地の周辺域半径 500mにかけられている景観規制区域、保全地区なども基本的に広告物の掲出が規制されるが、地域の観光活性化に資するために指定される地区では、歴史的建造物の案内表示などを可能とするなど緩和措置がある。

◇状況



●一般道路の地点、方向、距離案内標識

色分けは、近距離:白、遠距離:緑として決められている。



●ツーリストサイン:県単位にて整備している

色分けについては、統一されていないため、茶色であったり、赤であったりとそれぞれ県の考え方に基づいて整備されている。





宿泊施設表示



地点名表示



<p>◇先進国名 スペイン</p> <p>◇出典 松本市景観計画デザインマニュアル</p>	<p>◇状況</p> 
<p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サインの盤面に森林の画像を用い、周囲の自然景観に同化させたサイン 	

<p>◇先進国名 ドイツ</p> <p>◇出典 屋外広告の知識 2 デザイン編</p>	<p>◇状況</p> 
<p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の区分が色彩によって明確になっている交通標識 	

◇先進国名

ドイツ

◇出典

signs03 2014年3月1日発行

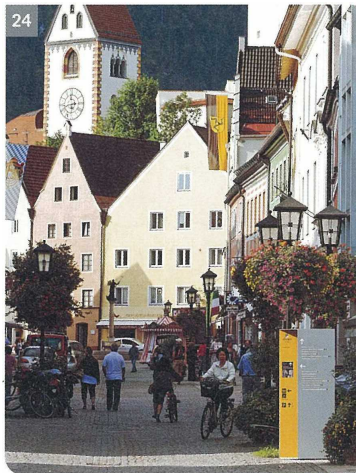
◇制限・誘導の内容

・景観整備に関する条例

ドイツの景観を守る法的な体系には、大きく三つ、連邦建設法典、連邦自然保護法、各州で制定される記念物保護法がある。ドイツは連邦制なので、連邦建設法典に基づいた建築法が各州で制定され、これらに基づき、さらに自治体が建設管理計画の策定をする。

自治体の作成する計画は2種、自治体全域の土地利用を示すFプラン「土地利用計画」とBプランと呼ばれる「地区詳細計画」がある。このBプラン、または地区で定められる建築形成条例によって、景観に関する詳細の規制が決定される。その規制内容は街区道路、屋根の傾斜、棟方向、屋根材や色、窓の形など多岐にわたり、建築形成条例では広告物や垣根の高さも規制の対象とすることができる。

◇状況



4-2. 国内先進地の事例

<p>◇県・市町村名 静岡県</p> <p>◇出典 静岡県公共サイン整備行動計画(平成20年12月)</p> <p>◇制限・誘導の内容 【ユニバーサルデザインへの対応(国際化)】 ピクトグラム活用の徹底 ・ユニバーサルデザインの観点から、ピクトグラムによる表記を基本としました。なお、使用するピクトグラムは国際的に通用する標準案内用図記号(一部JIS化)を原則としました。</p>	<p>◇状況 ＜現行＞ ●地域独自のイラストは意味が分からない</p>  <p>＜変更案＞ ●ピクトグラム単独で意味が分かる ●遠望からの視認性に優れている</p> 
<p>◇制限・誘導の内容 【円滑な移動の確保(わかりやすさ)】 わかりやすい道路案内標識への改善 ・表示地名の適正化 ・わかりにくい「合体標識」を分離設置</p>	<p>◇状況 ＜現行＞ ●板面が煩雑で瞬時に読み切れない</p>  <p>＜変更案＞ ●利用目的別にシンプルに</p> 

◇制限・誘導の内容

【ユニバーサルデザインへの対応(国際化)】

道路案内標識への英字サイズの拡大表示

・英字サイズの拡大(従来の1.3倍)

・外国人利用者が理解できる英語表記

◇状況

<現行>



<変更案>

●英字サイズを30%拡大

●ローマ字(発音のまま)を英語(意味)に



◇制限・誘導の内容

【ユニバーサルデザインへの対応(国際化)】

公共サインに表示する英語名称の統一

◇状況

<現行>

●1つの名称に複数の表現



<変更案>

●英語表記の統一(イメージ)



◇県・市町村名

岡山県総社市(旧山手村)

◇出典

日本デザイン学会誌 第4号
研究ノート 山手村案内サインと誘導サインのデザイン

◇制限・誘導の内容

- ・サインとしての視認性を高めるため、案内サインのイラストイメージを基に、ピクトグラムを作成し、使用した。
- ・ピクトグラムにおいては、単色変換の線によるハーフトーン表現を採用し、イラストレーションのイメージを損ねないようにすると共に、独自性及び統一性の表現手段として利用。

◇状況


●誘導サイン



◇状況

●誘導サインのためのピクトグラム



<p>◇県・市町村名 兵庫県篠山市</p> <p>◇出典 signs (No.7)【H28】(一般社団法人 日本屋外広告業団体連合会) 篠山市「屋外広告物」による景観形成の取り組み</p>	<p>◇状況 ・二本支柱で、高さを低く抑えた設置事例。</p> 
<p>◇制限・誘導の内容 ・ガイドラインに基づく、二本支柱のデザイン ・案内誘導広告物の乱立防止 →案内誘導広告物の誘導距離を掲出数量を定めた。案内誘導は施設が立地する10km以内、掲出数量は5枚以下とした。</p>	

<p>◇県・市町村名 和歌山県</p> <p>◇出典 国交省第1回観光活性化標識ガイドライン検討会<資料4></p>	<p>◇状況</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="737 1173 997 1458"> <p><整備前></p>  </div> <div data-bbox="1050 1173 1453 1592"> <p><整備後></p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="737 1653 997 1892"> <p><整備前></p>  </div> <div data-bbox="1050 1653 1453 1982"> <p><整備後></p>  </div> </div>
<p>◇制限・誘導の内容 ・世界遺産登録に際し、和歌山、三重、奈良の三県及び地方整備局で調整を行い、熊野古道を表すマークを変更・統一して案内することとし、順次整備を進めている。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」シンボルマーク</p> </div>	

5. 案内図板等

5-1. 先進国の事例

<p>◇先進国名 フランス</p> <p>◇出典 国交省第2回観光活性化標識 ガイドライン検討会<資料 2> 都市保全計画／西村幸夫著</p>	<p>◇状況 ●地域独自の案内サイン(図解入り)</p>  
<p>◇制限・誘導の内容 ・フランスでは観光案内標識については、統一した基準はないものの、自治体単位にて観光税を徴収し、その財源を基に独自に設置している例もある。</p>	

5-2. 国内先進地の事例

◇県・市町村名

静岡県

◇出典

静岡県第2回「しずおか公共サイン整備ガイドライン」有識者会議資料1 公共サインの現状と課題・対応方針(案)

◇制限・誘導の内容

【歩行者系サインの基本ルール】

- ・「道路の移動円滑化整備ガイドライン」、「観光活性化標識ガイドライン」等をベースに、統一的な運用の考え方を整理し、県、市町の設置者に周知を図る。
- ・目的施設の誘導ルート上への配置（他の設置者との連携）
- ・地図案内、誘導案内（矢羽根案内）、施設案内の連携（起点、分岐、到着確認）
- ・誰でも使いやすく見やすいユニバーサルな設置仕様（設置高さ、ピクト、文字、色）など

【地図情報の基本ルール】

- ・「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」、「観光活性化標識ガイドライン」等をベースに、わかりやすい地図の必要最低限の基本事項を整理し、県、市町の設置者に周知を図る。
- ・距離感の分かる正確な地図
- ・観光地一体の表示（隣接市町の連携）
- ・バリア情報（階段等）、バリアフリー情報（エレベータ等）の表示

◇状況

< 現行 >

- 仕様が統一されていない。



様々な仕様の歩行者地図の例

< 変更案 >

- (i) マークの設置



- 行政界を越えた表示例



ガイドラインによる歩行者地図例

◇県・市町村名

京都府京都市

◇出典

京都市都市計画局歩く町京都
推進室 広報資料(平成 25 年
3 月 27 日)

◇制限・誘導の内容

・人と公共交通優先の「歩いて
楽しいまちづくり」を推進する
ため、平成22年1月に「歩くま
ち・京都」総合交通戦略の先
行実施プロジェクトとして、洛
西地域を運行する鉄道・バス
事業者が連携し、事業者の枠
を超えて、鉄道との円滑な乗
継に配慮したバスの等間隔運
行や、駅やバス停での分かり
やすい時刻表・乗場案内表示
を整備することにより、利用し
やすい公共交通への改善が
図られているもの。

◇状況

●四條大宮交差点南西角[乗り場案内板の改善]

< 現行 >



< 変更案 >



●阪急大宮駅3番出口付近の東行バス乗場

[乗場案内板, バス路線案内板の改善]

< 現行(南側) >



< 変更案 >



< 現行(北側) >



< 変更案 >



●叡電出町柳駅構内[乗場案内板の改善]

< 現行 >



< 変更案 >



<p>◇県・市町村名 静岡県菊川市</p> <p>◇出典 菊川市広報 2016.6</p>	<p>◇状況 ＜整備前＞</p>  <p>＜整備後＞</p> 
<p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別規制地域(平成 25 年 10 月 1 日に特別規制地域および後退距離規制適用地域における野立て案内図板の設置許可基準が改正) ・案内図板 <ul style="list-style-type: none"> 高さ…地上 5m 以下 表示面積…片面 3 m²以内 (ただし、表側と同じ形のもをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能。) 相互間距離…左右方向に 50cm 以上、前後方向に 5m 以上 	

<p>◇県・市町村名 和歌山県</p> <p>◇出典 国交省第 1 回観光活性化標識ガイドライン検討会＜資料 4＞</p>	<p>◇状況 ＜整備前＞</p>  <p>＜整備後＞</p> 
<p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産登録を受けた「紀伊山地の霊場と参詣道」にかかる案内標識については、和歌山県、三重県、奈良県の 3 県で定めた共通ピクトグラムを使用することや表示情報を整理し、旅行者の理解の増進を図ることとしている。 	

6. 案内板

6-1. 先進国の事例

<p>◇先進国名 オーストラリア、ニューサウスウェールズ州</p> <p>◇出典 TRANSPORT CORRIDOR OUTDOOR ADVERTISING ANDSIGNAGE GUIDELINES (輸送通路屋外広告と標識ガイドライン)</p>	<p>◇状況(良い例)</p> 
<p>◇制限・誘導の内容 ・農村地域では、高速道路出口付近では可能。</p>	<p>◇状況(良い例)</p> 
<p>◇制限・誘導の内容 ・風光明媚な景観を妨げてはいけない。</p>	<p>◇状況(悪い例)</p> 

<p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村地域では目立ちすぎたり、農村風景を損なってはいけない。 	<p>◇状況(悪い例)</p> 
<p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一つの敷地に多くの看板を出してはいけない。 	<p>◇状況(悪い例)</p> 
<p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一つの敷地には、シンプルな広告物の方が効果的。 	<p>◇状況(良い例)</p> 
<p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路に沿って多くの看板が連続して見える。 	<p>◇状況(悪い例)</p> 

	
<p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村地域では、視線に沿って1つの看板しか見えてはいけない。 	<p>◇状況(悪い例)</p> 
<p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外で見られる乱雑な看板の例。 	<p>◇状況(悪い例)</p> 
<p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スカイラインを妨げてはいない。周囲の自然環境にも影響していない。 	<p>◇状況(良い例)</p> 

<p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看板がスカイラインを妨げている。 	<p>◇状況(悪い例)</p> 
<p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路橋の建築要素を損なっていない。 ・眺めを遮らない。 ・橋形と互換性を持つ広告物。 	<p>◇状況(良い例)</p> 
<p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路橋の最上部より突き出ている。橋の構造に合わせていない。 	<p>◇状況(悪い例)</p> 
<p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道橋の基準を満たしている。 	<p>◇状況(良い例)</p> 

<p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道橋の構造物境界の広告物。 	<p>◇状況(良い例)</p> 
<p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色彩に配慮した事例。 	<p>◇状況(良い例)</p> <p>オーストラリア ニューサウスウェールズ州 パシフィックMWY</p> 
<p>◇先進国名</p> <p>ドイツ バーデン</p> <p>◇出典</p> <p>環境・自然保護ドイツフライブルク協会 BUND</p> <p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトバーン(高速道路)での看板規制 ・2005 年ごろから景観意識が高まり、道端の大きなマクドナルド等の看板を撤去 	<p>◇撤去</p> 

<p>◇先進国名 ドイツ</p> <p>◇出典 ニュースサイト</p>	<p>◇状況</p> 
<p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトバーン(高速道路)の主要観光スポットの案内看板は茶色で統一 	

<p>◇先進国名 スイス</p> <p>◇出典 ニュースサイト</p>	<p>◇状況</p> 
<p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の端から 150m の範囲にある広告間の最少距離などを規制している 	

◇先進国名

アメリカ カリフォルニア州

◇出典

庁内資料

カリフォルニア州 HP

◇制限・誘導の内容

- ・フリーウェイ(高速道路)と農村部で規格が分けられている。
- ・フリーウェイ(高速道路)では、年間4~6万円の利用料を支払うことで掲示可能である。

- ・LOGOS1つの広告物の大きさ
幅 48 インチ×高さ 36 インチ
(120cm×90cm)
※板の中の1つの広告の大きさ

- ・TODS1つの広告物の大きさ
幅 36 インチ×高さ 18 インチ
(90cm×45cm)

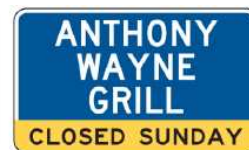
[集合看板の場合]

- 幅 72 インチ×高さ 18 インチ
(180cm×45cm)

◇LOGOS の状況(フリーウェイ(高速道路))



アメリカ カリフォルニア州 ウェストサイドFWY



◇TODS(農村部)の例示



◇LOGOS: 特定のサービス(燃料 食品 宿泊施設 キャンプ等)に対する集合看板

Figure 2J-1. Examples of Specific Service Signs

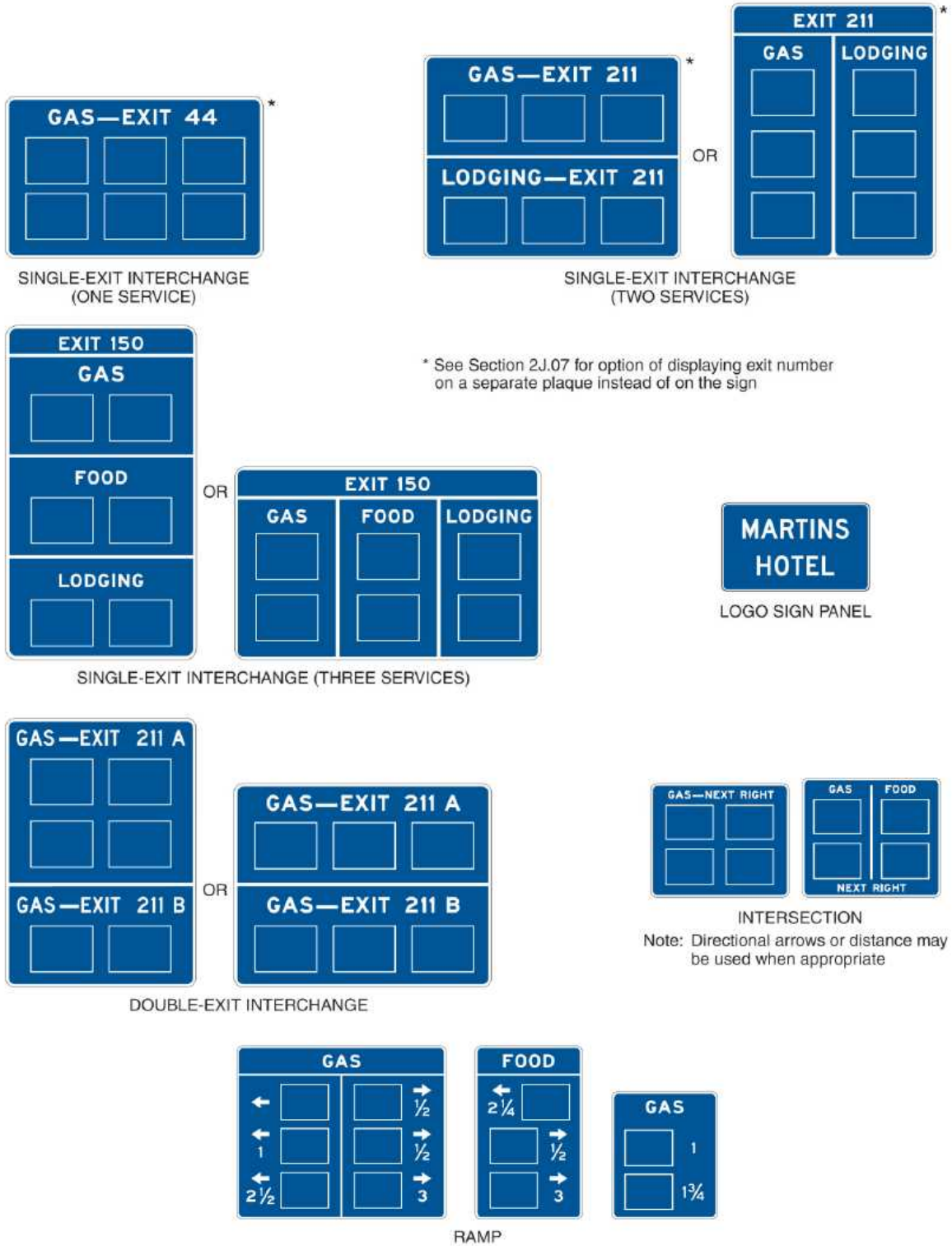
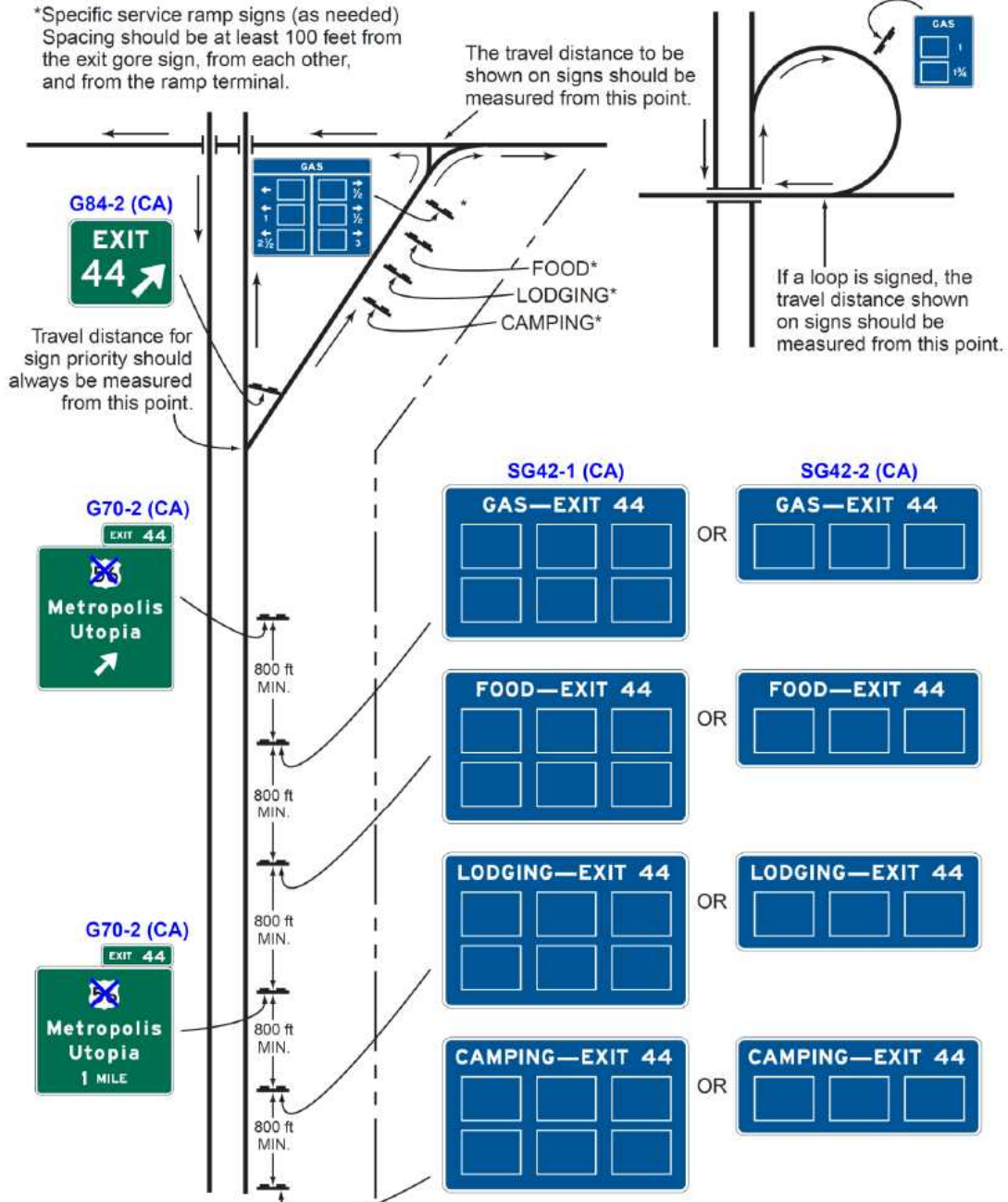


Figure 2J-2. Examples of Specific Service Sign Locations



Note: For Guide Sign Assemblies use California State Route (G28-1(CA)) or US Route (G26-1(CA)) shields.



<p>◇先進国名 アメリカ、コロラド州</p> <p>◇出典 Colorado Department of Transportation Outdoor Advertising Manual (コロラド運輸省屋外広告マニュアル)</p>	<p>◇規制</p> <p>The diagram illustrates the correct and incorrect spacing of outdoor advertising signs on a non-limited access primary road. The road is divided into two sections by a diagonal line representing the 'Corporate City Limits' and 'R/W' (Right of Way) boundary.</p> <p>Correct Spacing (Top Diagram):</p> <ul style="list-style-type: none"> Outside City Limits: 300' spacing between signs. Inside City Limits: 100' spacing between signs. <p>Incorrect Spacing (Bottom Diagram):</p> <ul style="list-style-type: none"> Outside City Limits: 200' spacing between signs. Inside City Limits: 40' spacing between signs.
<p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上りと下り、都市部と農村部で相互間距離を区分している。 ・上段：農村部に向かう方向は、都市部で100フィート(約30m)間隔で設置可能、農村部では300フィート(約90m)間隔で設置可能。 ・下段：都市部に向かう方向は、都市部で40フィート(約12m)間隔で設置可能、農村部では200フィート(約60m)間隔で設置可能。 	

◇先進国名

アメリカ、コロラド州

◇出典

コロラド州 HP

◇制限・誘導の内容

- ・フリーウェイ(高速道路)と農村部で規格が分けられている。
- ・フリーウェイ(高速道路)では、年間 4~6 万円の利用料を支払うことで掲示可能である。

◇LOGOS(フリーウェイ(高速道路)に掲示)



◇TODS(農村部に掲示)

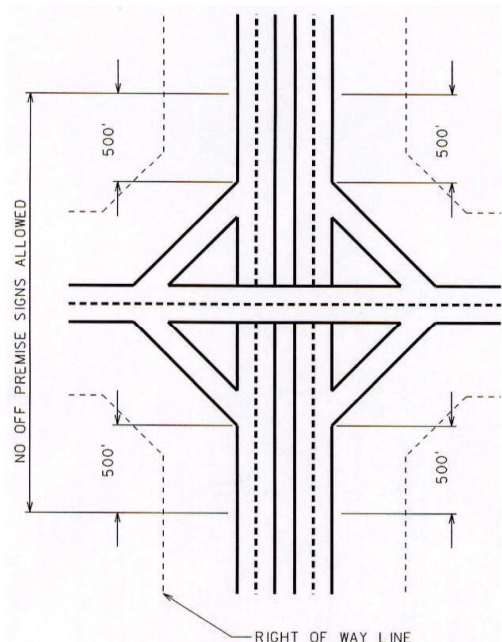
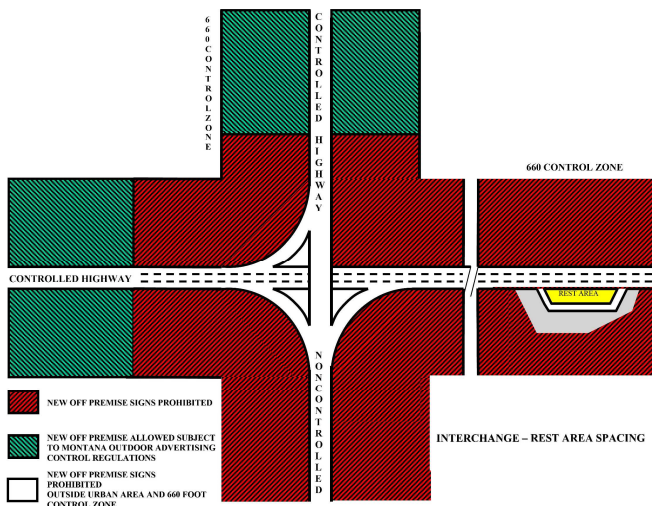
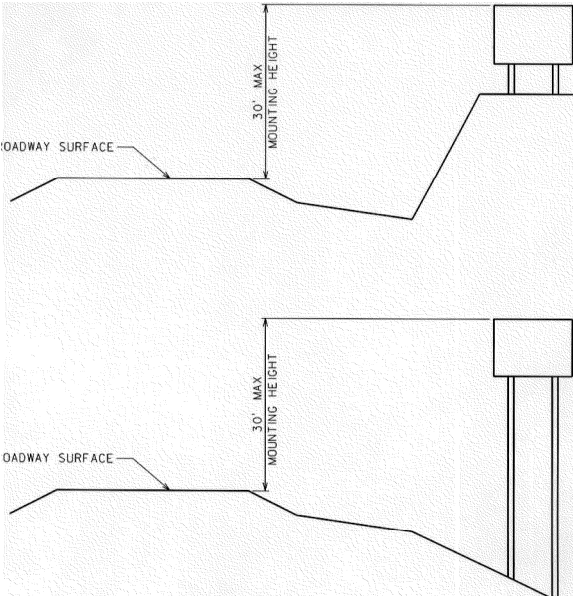


◇LOGOS(フリーウェイ(高速道路)に掲示)の例



◇TODS(農村部に掲示)の例



<p>◇先進国名 アメリカ、モンタナ州</p> <p>◇出典 OUTDOOR ADVERTISING CONTROL (屋外広告物規制)</p> <p>◇制限・誘導の内容 ・インターチェンジ域の中にはサインを位置することはできません。 ・500 フィート(約 150m)を超えたところから位置することができます。</p>	<p>◇規制</p>  <p>500'</p> <p>500'</p> <p>500'</p> <p>500'</p> <p>NO OFF PREMISE SIGNS ALLOWED</p> <p>RIGHT OF WAY LINE</p>
<p>◇制限・誘導の内容 ・インターチェンジ域及びサービスエリア域から 660 フィート(約 200m)は位置することはできません。</p>	<p>◇規制</p>  <p>660 CONTROL ZONE</p> <p>CONTROLLED HIGHWAY</p> <p>INTERCHANGE - REST AREA SPACING</p> <p>NEW OFF PREMISE SIGNS PROHIBITED</p> <p>NEW OFF PREMISE ALLOWED SUBJECT TO MONTANA OUTDOOR ADVERTISING CONTROL REGULATIONS</p> <p>NEW OFF PREMISE SIGNS PROHIBITED OUTSIDE URBAN AREA AND 660 FOOT CONTROL ZONE</p>
<p>◇制限・誘導の内容 ・高さ30フィート(約9m)以下にしか位置することはできません。</p>	<p>◇規制</p>  <p>ROADWAY SURFACE</p> <p>30' MAX MOUNTING HEIGHT</p> <p>ROADWAY SURFACE</p> <p>30' MAX MOUNTING HEIGHT</p>

◇先進国名

スイス

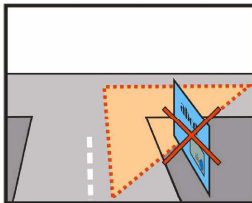
◇出典

トゥールガウ州の土木事務所の広告看板規制

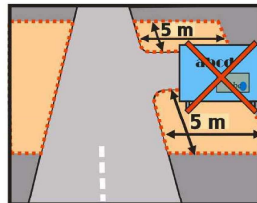
Departement für Bau und Umwelt
Kantonales Tiefbauamt



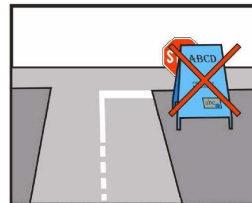
Beispiele unerlaubter Standorte für Reklamen:



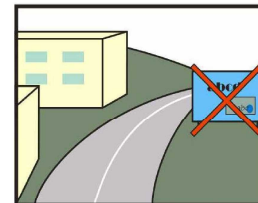
In Sichtzonen (nach VSS)
von:
- Verzweigungen,
- Ausfahrten



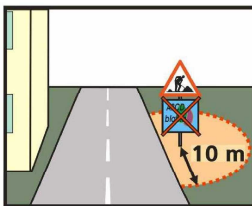
Bei Verzweigungen¹⁾
ausserorts: 10m



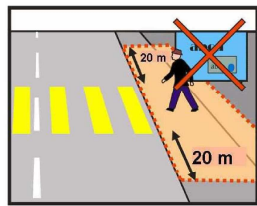
Herabsetzen der Wirkung
oder Verwechslung von
Markierungen und Signalen



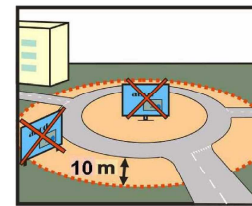
Bei unübersichtlichen¹⁾
Kurven, Kuppen,
Engpässen



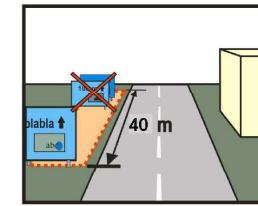
An Signalpfosten oder in
ihrer Nähe¹⁾
ausserorts 20 m



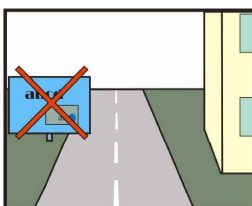
Verminderte Erkennbarkeit
von Fussgängern¹⁾



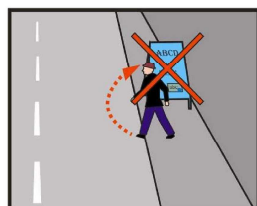
Bei Kreiseln¹⁾



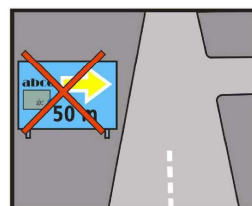
In dichter Folge



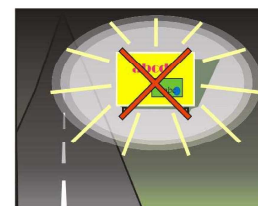
Eindringen in das
Lichttraumprofil der Strasse
4.50 m oder Trottoir 2.50 m



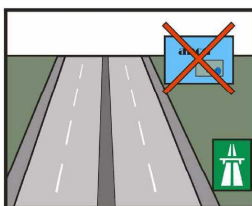
Behinderung der
Fussgänger auf dem
Gehweg



Als Wegweiser



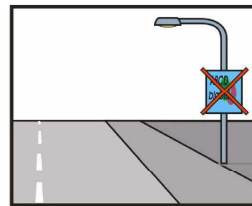
Retroreflektierende,
fluoreszierende oder
lumineszierende, blendende,
blinkende oder durch
wechselnde Lichteffekte
wirkende Reklame



An Autobahnen (Ausnahme
Firmenanschriften)
mind. 10 m von
Pannstreifen



Über die Fahrbahn
gespannt



Ausnahme für Wahlen und
Abstimmungen
(Gemeindeabhängig)

<p>◇先進国名 韓国 ソウル市</p> <p>・緑地や住宅地の看板について、詳細な規定がある</p> <p>◇出典 屋外広告物ガイドラインマニュアル ソウル市</p>	<p>◇規制</p>  <p style="text-align: center;">▼</p> <p>불필요한 그래픽표기 지양</p> 
<p>◇制限・誘導の内容</p> <p>・お店の店先等の案内看板については、なるべくシンボルやロゴ、階数、連絡先のみを表示し、それ以外の実写の写真などの表示は避ける。</p> <p>・看板の面積の 80%以内に表示して、余白をもたせるようにする。</p>	<p>◇規制</p>  <p style="text-align: center;">▼</p> <p>표기면적의 80% 이내 표기</p> 

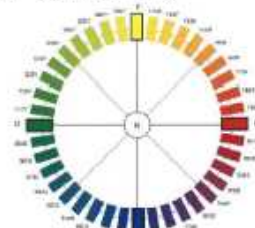
◇制限・誘導の内容

- ・色彩について
 - ・看板の地色はなるべく黒色使用を控える
 - ・記載内容の彩度5以下、地色は3以下にする

◇規制

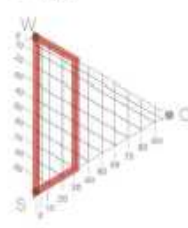


적용 색상 범위(NCS기준)



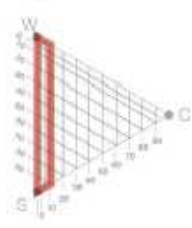
전 계열

표시내용



채도 5이하

바탕

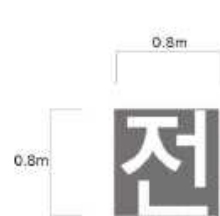


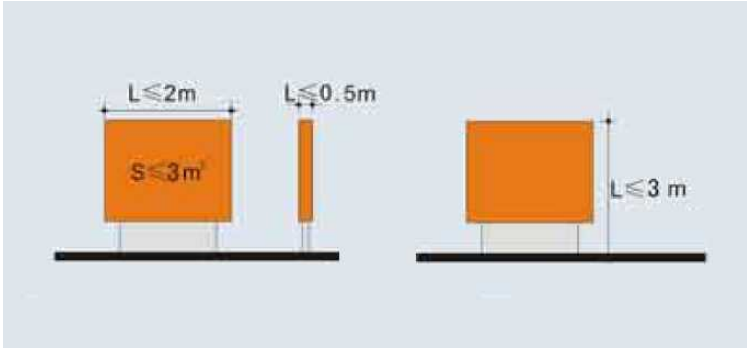
채도 3이하

◇制限・誘導の内容

- ・なるべく 1 文字縦横 80cm 以内に納める
- ・条件を外れる時は協議が必要となる

◇規制




<p>◇先進国名 中国</p> <p>◇出典 温州市規制局ホームページ</p>	<p>◇規制</p> 
<p>・温州市規制局では、主要道路沿道等の広告物等について、看板の大きさを下記の通り規定している</p>	

<p>◇先進国名 ケニア ナイロビ</p> <p>◇出典 OUTDOOR ADVERTISING AND SIGNAGE POLICY (屋外広告物と標識の方針)</p>	<p>◇状況(悪い例)</p> 
<p>◇制限・誘導の内容</p> <p>・サインを誤っておくと、スカイラインを阻害します。(高速道路)</p>	

<p>◇制限・誘導の内容</p> <p>・大きなビルボードは眺めを遮って、スカイラインを阻害します。(コミュニティ域)</p>	<p>◇状況(悪い例)</p> 
---	--

6-2. 国内先進地の事例

<p>◇県・市町村名 奈良県奈良市</p> <p>◇出典 奈良市の屋外広告物の取り組み</p>	<p>◇状況 <事前></p> 
<p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市では、古都奈良の景観をより良くするために、各色彩の彩度(鮮やかさ)を制限。色彩の彩度をおとすことで、景観に配慮した事例。 ・色彩の許可基準 色…赤 色相…0.1R~10.0R 彩度:地色…10.0 以下/地色以外…12.0 以下 	<p><事後></p> 

<p>◇県・市町村名 富山県</p> <p>◇出典 富山県屋外広告物条例のしおり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所や営業所等の名称、住所、その案内する施設等に至るまでの距離、方向・矢印(地図)のみ ・表示にあたっては、案内する距離、方向、矢印(地図)と事業所や営業所等の名称がほぼ等しく認知されるものであること(施設名称等が目立ち、方向・矢印、距離が認識されにくいなどの看板は、案内誘導広告にあたらぬ)
<p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内誘導広告物(野立広告) 	<div style="text-align: center;"> <p>〈許可地域の基準〉</p>  </div> <ul style="list-style-type: none"> ・表示面積は、1面につき4㎡以下、上端の高さは、地上から4㎡以下 ・1基に2以上の案内広告物を表示する場合は、表示面積は1広告物につき6㎡以下、かつ、1面につき30㎡以下、上端の高さは地上から6㎡以下。 <p style="text-align: center;">【色彩基準】</p>

◇県・市町村名

富山県(富山県内のIC)

◇出典

日本サイン学会誌 第7号
研究論文 インターチェンジのサイン計画

◇制限・誘導の内容

(問題点)

- ①乱立②重複③書き過ぎ
- ④管理の悪さ⑤不適切な位置

(改善提案)

- ①サインシステムの導入
- ②総合サインの導入
- ③協議機関の設置

◇問題点

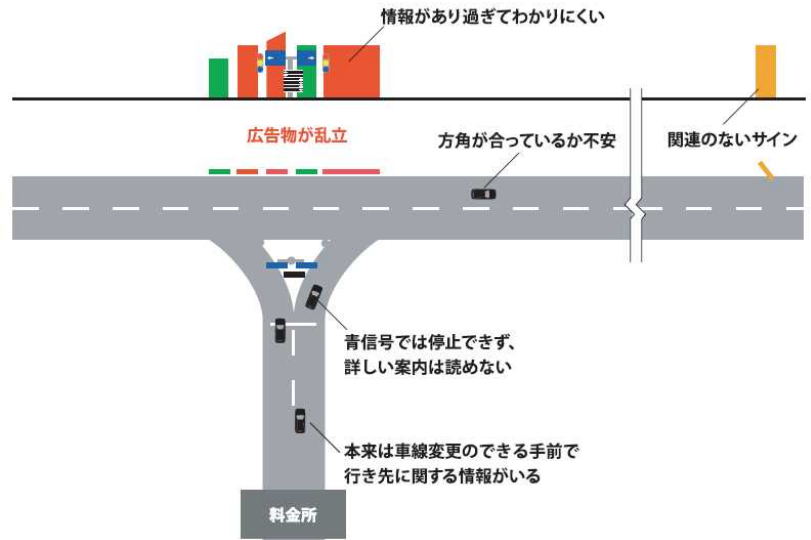


図16 黒部ICと立山ICに共通する問題点。

◇改善案

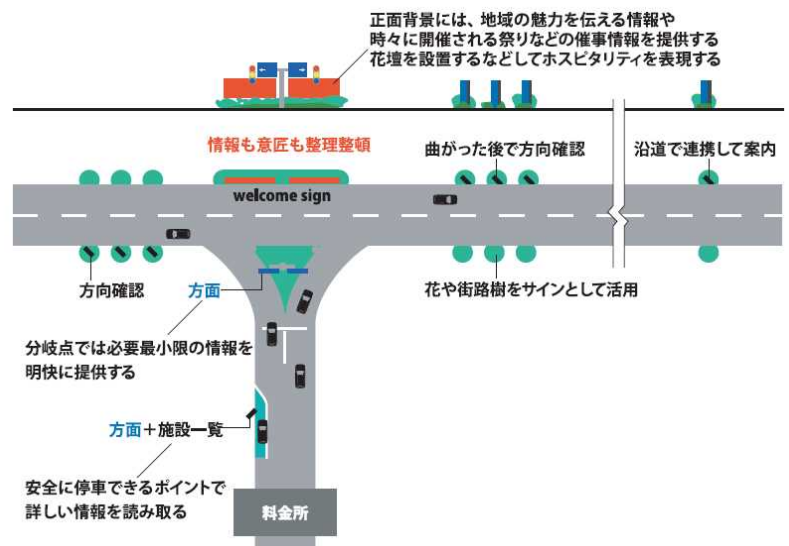


図21 黒部ICおよび立山ICに代表される改善案。ドライバーに必要な情報とそれを提供すべきサイン設置位置を再考し、前後関係の連携を重視したサインシステムを構築する。



図24 総合サインのデザイン例。集合させることで見やすく、美しいデザインとする。地域イメージを訴求すると共に、地域経済が活性する情報を提供する。また、設置・維持管理には民間の資本やノウハウを導入する。

◇県・市町村名

奈良県香芝市逢坂の交差点

◇出典

奈良県 HP 修景助成制度を活用し景観改善した事例紹介

◇制限・誘導の内容

- ・県の指定する道路沿道の広告景観改善に向けて、助成制度を実施。
- ・禁止交差点における補助対象物件(平成22年10月までに市町村の許可を受けて設置されていた屋外広告物)すべてが撤去、または景観配慮型の広告への改修が完了。

◇状況

●香芝市逢坂の交差点

<整備前>



<整備後>



●王寺町跨線橋の交差点

<整備前>



<整備後>



<p>◇県・市町村名 神奈川県横浜市 保土ヶ谷バイパス</p> <p>◇出典 国総研 [実践]道路景観を阻害する屋外広告物等の除去・改善と地域の景観づくりに関する事例集</p>	<p>◇状況 ＜事前＞</p>  <p>＜事後＞</p> 
<p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁止地域(保土ヶ谷バイパス等)…路肩から両側 500m までの地域 ・合計 120 基の違反屋外広告物を、広告業者に自主・自費撤去させた。指導に従わない広告業者 1 社を神奈川県警に告発した。 	

<p>◇県・市町村名 神奈川県鎌倉市</p> <p>◇出典 国総研 [実践]道路景観を阻害する屋外広告物等の除去・改善と地域の景観づくりに関する事例集</p>	<p>◇状況 ＜事前＞</p>  <p>＜事後＞</p> 
<p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「鎌倉市都市景観条例」の第 16 条「周辺景観との調和」を根拠に、様々な指導、啓発などを進め、屋外広告物の色彩・デザインなどを誘導。 ・「景観計画」により屋外広告物の色彩・デザインなどに関する基準が明文化され、屋外広告物の色彩・デザイン等の誘導は鎌倉市の景観づくりの一環として制度化された。 	

<p>◇県・市町村名 福島県(磐梯山猪苗代地区)</p> <p>◇出典 国交省観光立国の観点から見た屋外広告物のあり方検討業務 報告書</p>	<p>◇状況 ＜整備前＞</p> 
<p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県景観条例の景観形成重点地域。屋外広告物条例の第一種特別規制地域に指定。建植看板(野立看板)や電柱の袖看板等の条例で不適格となる看板を撤去するよう義務づけた。 ・自治会、町内会、商工会、ペンション村等を1単位として「優良景観形成住民協定」を締結、協定内容に個別看板の集合化を位置付けたところに対し、県は代替広告となる集合看板を屋外広告物条例による「公共目的用広告」として設置を許可し、規制地域に設置可能とした。 	<p>＜整備後＞</p> 

<p>◇県・市町村名 石川県金沢市(湯桶街道)</p> <p>◇出典 国交省観光立国の観点から見た屋外広告物のあり方検討業務 報告書</p>	<p>◇状況 ＜整備後＞</p> 
<p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、沿道を屋外広告物条例の第6種禁止地域に指定し、規制の代替措置として公共サイン(集合看板)の設置を開始。看板に表示している施設からは、看板の維持管理費相当額として、年間3万円を徴収。この額は自ら看板を設置する場合よりも安価とことから、掲示希望が高い。 	

<p>◇県・市町村名 山梨県山中湖村</p> <p>◇出典 富士箱根伊豆交流圏構想 国際観光地にふさわしい屋外広告物への取組</p>	<p>◇状況</p> <p><整備前></p>  <p><整備後></p> 
<p>◇制限・誘導の内容</p> <p>・世界文化遺産の構成資産保護の弾みとすると同時に「環境美化宣言」を実施し、地域住民が世界に誇れる「山中湖」を目指すことを目的とした「山中湖クリーンアップ作戦」を実施。景観を阻害している廃看板等の不要物を撤去。</p>	<p><整備前></p>  <p><整備後></p> 

<p>◇県・市町村名 山梨県富士河口湖町</p> <p>◇出典 富士箱根伊豆交流圏構想 国際観光地にふさわしい屋外広告物への取組</p>	<p>◇状況</p> <p><整備前></p> 
<p>◇制限・誘導の内容</p> <p>・国道 139 号沿線(重点地域)には 6 軒の類似ラブホテルが存在し、それらが掲出する違法看板が景観上大きな問題となっていた。</p> <p>・県屋外広告物条例に定める表示面積となるよう改善 (H21.10～H22.9のプロジェクト)</p> <p>・景観保全型広告規制地区 (平成 27 年 4 月 1 日施行) 高さ…3m 以下/面積…1 方向の表示面積が 1 m²以下</p>	<p><整備後></p> 

<p>◇県・市町村名 山梨県富士河口湖町</p> <p>◇出典 富士箱根伊豆交流圏構想 国際観光地にふさわしい屋外広告物への取組</p>	<p>◇状況</p> <p><整備前></p>  <p><整備後></p> 
<p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 11 年度より進めてきた「集合看板整備事業」。 ・乱立していた許可基準不適合看板に対して、集合看板へ集約かつ是正を完了。 	<p><整備前></p>  <p><整備後></p> 

<p>◇県・市町村名 山梨県富士宮市</p> <p>◇出典 富士箱根伊豆交流圏構想 国際観光地にふさわしい屋外広告物への取組</p>	<p>◇状況</p> <p><整備前></p>  <p><整備後></p> 
<p>◇制限・誘導の内容</p> <p>・自然公園法の特別地域内であるが、基準不適合の看板が乱立。朝霧地区景観形成ワークショップ会議の活動で老朽化等により美観を損ねていた看板を撤去、案内看板の集約化に関する活動に取り組んだ。</p>	<p><整備前></p>  <p><整備後></p> 

◇県・市町村名

山梨県富士河口湖町

◇出典

国交省第2回観光活性化標識ガイドライン検討会<資料2>

◇制限・誘導の内容

・景観ガイドプラン(サイン計画 /平成10年度)

民間案内看板に対して集合化を図る

①形状の統一

②盤面色彩の統一

(地色は基本的に黒又は茶)

・平成11年より民間案内看板の集合化に取り組んでいる。年に2~3箇所設置、今までに20箇所程度設置している。

◇状況

●白馬村集合サイン事例

<整備前>



<整備後>



<整備前>



<整備後>



<整備前>



<整備後>



<整備前>



<整備後>



◇県・市町村名

成田地域(千葉県)

◇出典

国交省 HP 1.整備手法別の取組み事例

◇制限・誘導の内容

【現在地(観光地)から最寄の駅までの帰路情報の多言語化】

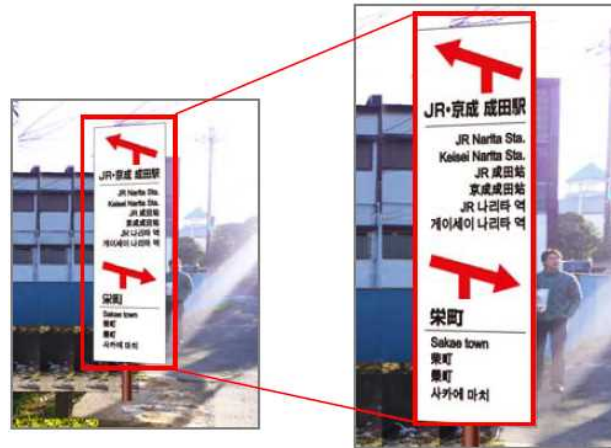
- ・初めて訪れる外国人旅行者にとって、帰路の交通手段等の情報は、往路と同じく必要な情報であり、観光地(現在地)から最寄り駅(拠点駅)までの順路や交通手段情報等の多言語化についても配慮する必要がある。
- ・往路と同じ経路で戻る場合でも、往路と帰路とではバス番号や車種が異なる場合もあるため、分かりやすい誘導案内が必要である。

◇状況

<整備前>



<整備後>



<整備前>



<整備後>



<p>◇県・市町村名 静岡県富士市</p> <p>◇出典 富士箱根伊豆交流圏構想 国際観光地にふさわしい屋外広告物への取組</p>	<p>◇状況 ＜イメージ図＞</p> 
<p>◇制限・誘導の内容 【IC 周辺の乱立防止策(景観形成型広告整備地区)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「富士市屋外広告物基本計画策定市民懇話会」を設置、提言取りまとめ(H22) ・県屋外広告物条例により、新東名新富士 IC へのアクセス道路(県道一色久沢線)を特別規制地域に指定(H22) ・富士市屋外広告物基本計画を策定(H23) ・富士市屋外広告物条例を制定、平成 24 年 4 月 1 日から施行(H24) ・屋外広告物の規制誘導が特に必要な 6 地区 4 路線を広告整備地区に指定(H25) 	<p>＜現行＞</p> 

<p>◇県・市町村名 九州横断の道 やまなみハイウェイ</p> <p>◇出典</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本風景街道 案内看板、地図をつくる事例集 ・案内板・標識サインに係る取組 九重町 	<p>◇状況 ＜整備中＞</p> 
<p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園内に観光客向けの誘導看板等が急増し、観光資源でもある「やまなみらしい草原景観」が損なわれることが問題となった。 ・このため、地域住民と行政等が協働してわかりやすい案内・誘導と、良好な沿道景観の保全を両立させる誘導看板のありかたを検討し、自然と観光の共生を目指して、沿道の個別看板を自主撤去し、通り名をつけた集合看板を設置した。 	<p>＜整備後＞</p> 


<p>◇県・市町村名 福岡県古賀市</p> <p>◇出典 古賀市 HP 違反広告物に対する取組み成果</p>	<p>◇状況 <指導前></p> 
<p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要幹線道路沿いの未申請屋外広告物の指導に着手し、福岡県屋外広告物条例に適合するように指導を行なっている。 ・福岡県屋外広告物条例の高さ基準に不適合だったため、適正な高さとなるよう指導 <p>・市有地に設置している広告板を除却するよう指導を行った。</p>	<p><指導後></p>  <p><指導前></p>  <p><指導後></p> 

7. その他

7-1. ピクトグラムの事例

<p>◇県・市町村名 宮城県仙台市</p> <p>◇出典 ・signs(No.7)【H28】(一般社団法人 日本屋外広告業団体連合会)</p>	<p>◇状況</p> 
<p>◇制限・誘導の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020 年東京オリンピックに向け、仙台市のサイン表示は基本的に日本語、英語、ピクトグラムの3言語とした。 ・店の入り口に貼られた「omotenashi SENDAI」のシート、店内のサービス内容により、シールを選択して添付する。 	

7-2. カラーデザイン（地色・色数・イラスト）

<p>◇県・市町村名 群馬県富岡市</p> <p>◇出典 ・signs (No.7)【H28】(一般社団法人 日本屋外広告業団体連合会)</p>	<p>◇状況</p> 
<p>◇制限・誘導の内容 ・富岡製糸場周辺の色調を抑えた電柱広告。</p>	

◇富岡市に提案されたカラーデザインプラン

景観計画条例

広告内容の地色... No.127 N9.5 **No.131** 7.5Y 9/2 No.134 10YR 8.5/2

富岡市の景観 富岡風景の中に調和し生きてくるような色彩、素材や文字、イラスト等 富岡製糸場をイメージしたレンガ調 を選択

プラン

景観保全型広告整備地区内の電柱広告については

- 地色** No.134を使用する
色相をまとめ、地色との明度差で
広告主、店名などを表す。 **No.134** 10YR 8.5/2
- 色数** 地色を含め4色以内とする
- イラスト** 富岡製糸場をイメージした
イラストを統一して入れる 

文字・マーク・矢印色

標準色 (36色) 

選定色 (6色)
広告文字色は、景観に調和する低明度・低彩度色を設定。
文字や図形の可読性・判読性を考慮し、明度5以下、彩度5.5以下の選定色とする。



町名番地色 (巻広告のみ) 地色との調和と公共領域である町名番地の可読性を考慮した
色相を設定。(カラーユニバーサルデザインの視点) **No.122** 5YR 2/4

7-3. 色彩に配慮した事例（海外）

◇国名

アメリカ合衆国

◇出典

Manual on Uniform Traffic Control Devices / Standard Highway Signs

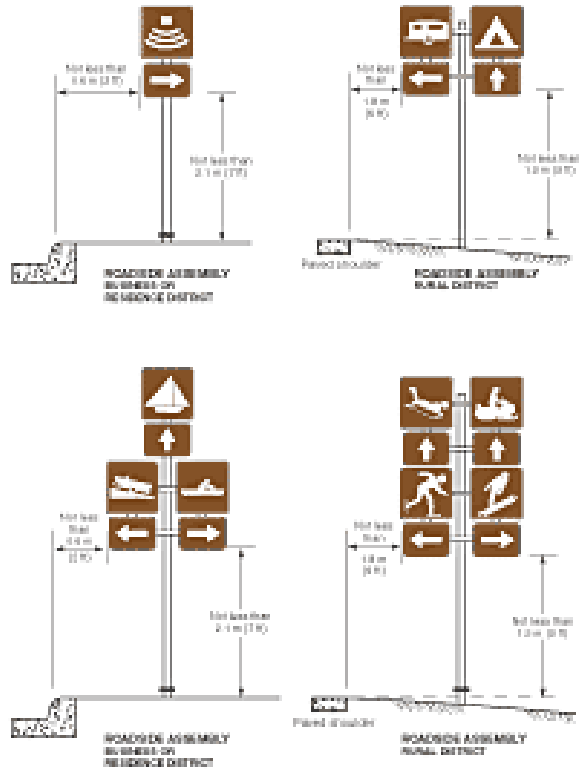
◇制度の内容

・アメリカの国道 (Federal Highway) では、レクリエーションや文化的な施設等の看板、観光や娯楽、リラクゼーションなどの見どころについて、茶色と白色の案内標識を用いる

・交通標識については、マンセル色票における標準値が示されている

◇図

Figure 3H-3. Height and Lateral Position of Signs Located Within Recreational and Cultural Interest Area

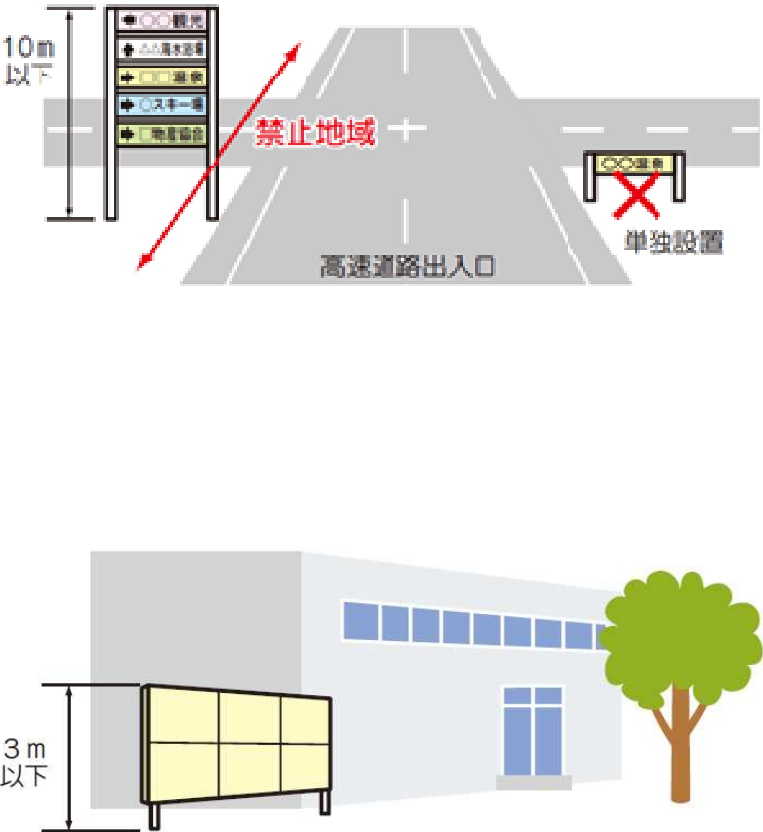


Note:
See Section 2B.10 for additional lateral offset situations that may be used in areas where lateral offsets are limited, and in other cases where additional width is limited or where additional offset is necessary to the curb.

	色相	彩度	明度
赤	8~6R	7R	7R
緑	0.5BG~5G	7.5G	7.5G
黄	2Y~8.5YR	10YR	10YR
茶	7YR~2.5YR	5YR	5YR
青	5PB~10B	2.5PB	2.5PB
橙	3.75YR~1.25YR	2.5YR	2.5YR

<p>◇国名 イギリス</p> <p>◇出典 Design Manual for Roads and Bridges — Tourist Information Centres and Points</p>	<p>◇図</p>
<p>◇制度の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路において、有料で観光看板を設置できる。 ・看板色:茶色 ・初期費用:17,000~40,000 ポンド ・対象となる施設(例) <ul style="list-style-type: none"> ・テーマパーク、歴史的建造物、博物館、動物園、ホテル、ゲストハウス、キャンプ地、ピクニックサイト ・対象外となる施設(例) <ul style="list-style-type: none"> ・小売店、ショッピングセンター(飲食店や店舗含む)、会議施設や展示場 	

7-4. 観光施設を優遇した事例

<p>◇県・市町村名 新潟県</p> <p>◇出典 屋外広告物のしおり 美しいまちなみ のために (H24.4 改訂版)</p>	<p>◇図</p>  <p>10m 以下</p> <p>禁止地域</p> <p>高速道路出入口</p> <p>単独設置</p> <p>3m 以下</p>
<p>◇規制緩和の内容</p> <p>・高速道路の出入口付近に観光地、観光施設等の案内を行うために表示し、又は設置する野立案内誘導看板</p> <p>【許可基準】</p> <p>①観光振興を目的とする法人その他の団体又は観光施設の設置者など5者以上が共同で設置する</p> <p>②表示面積: 広告の数に 3 m² を乗じた面積 (最大 30 m²)</p> <p>③高さは 10m 以下 他</p> <p>・高速道路の休憩所又は給油所に観光及び産業の振興に資する目的として表示し、又は設置する野立広告板等</p> <p>【許可基準】</p> <p>①対象: 同上</p> <p>②表示面積: 10 m² 以内</p> <p>③高さ 3m 以内 他</p>	

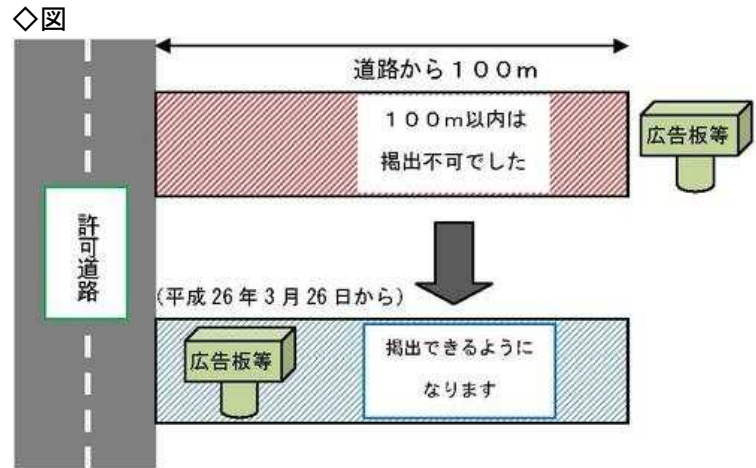
◇県・市町村名
青森県五所川原市

◇出典
屋外広告物について

◇規制緩和の内容

- ・広告板・広告塔について、許可道路からの後退距離基準を撤廃
- ・広告物の内容の許可基準
 - ◎観光地の案内図板
 - ◎町内案内図板・駅前案内図板
 - ◎名所、旧跡、史跡等の説明板
 - ◎公共掲示板
- ・面積等の基準
 - ◎広告の種類ごとの基準を満たすもの

等



<p>◇県・市町村名 秋田県</p> <p>◇出典 屋外広告物制度の概要</p>	
<p>◇規制緩和の内容</p> <p>・禁止地域内においても表示できる広告物として観光地の広告物を対象としている</p> <p>◇図</p> <p>(5) 禁止地域であっても許可を受ければ表示できる広告物</p> <p>① 自家用広告物で、規則で定める基準に適合するもの（・②に該当するものを除く。）</p> <div data-bbox="320 936 1410 981" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>基準（規則別表第1、第2） 通常^{（赤）}の許可を受ければ掲出可能（5㎡以内は許可不要）</p> </div> <p>② 道標、案内図板その他公共目的、公衆の利便の目的で表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの</p> <div data-bbox="320 1133 1410 1375" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>基準（規則別表第1、第2） 通常^{（赤）}の許可を受ければ掲出可能</p> <p>道標、案内図板等の公共目的の広告物～観光地の案内図板、名所、旧跡、史跡等の説明板、町内案内図板、駅前案内図板等で表示面積が5㎡以下で、かつ、寄贈者名又はスポンサー名等の占める部分の面積が全表示面積の1/20以下であるもの。</p> <p>公衆の利便目的の広告物～自己の事業所、営業所、作業所等の位置について相当の距離で確認させることを目的とする広告物で、表示内容が案内しようとする対象物名、方向、距離のみであるもの。原則として、一対象物につき、2表示（掲示）まで。</p> </div> <p>③ 景観形成、風致維持のため特に指定された場所又は施設に、規格に従って、許可を受けて掲出する広告物→現在、指定なし</p>	

<p>◇国名 アメリカ</p> <p>◇出典 Interstate LOGOS,L.L.C</p>	<p>◆モンタナ州</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハイキング、ゴルフ、スキー、ボート、水泳、ピクニック、釣り、乗馬が体験できるところ 他 <p>◆ユタ州</p>
<p>◇制度の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TODS(ガソリン、食事、宿泊以外の観光地等の案内標識について、州ごとに規制緩和を行っている) ・多くは歴史・文化スポット、自然、景勝地を対象としている ・対象となる施設(例) <p>◆コロラド州</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競技場、骨とう品店、農産物直売所、土産店、歴史地区(墓地、宮殿、寺社)、景勝地(岩場、崖、化石採掘など)、アウトドア体験(ラフティングなど) ・季節性のある事業についても事業中の時のみ掲示が可能(非営業時は覆いで隠す) <p>◆ミズーリ州</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然景勝地、史跡、文化遺産、レクリエーション体験地 ・10 台以上の駐車場がある ・公衆トイレがある ・12 か月以上の設置見込がある ・看板設置地点から 15 マイル以内 <p>◆ミネソタ州</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ギャラリー、博物館、歴史的な建物・墓地、史跡、歴史地区、発電所、研究施設、競馬場、水族園、植物園、遊園地、キャンプ場、動物園、醸造所、蒸留所、温室、野生動物観察地など 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的、文化的、レクリエーション体験施設、地域的に重要な施設 ・公衆電話が設置されている ・週 7 日、1 日最低でも 8 時間は対応可能な施設 ・20 台以上の駐車場 ・他の高速道路で案内を出していない ・衛生設備、飲料水が提供できる ・高速道路出口の 3 マイル以内に立地(農村部であれば条件がやや引き下げられている) ・薬局(24 時間営業、週 7 日、出口 3 マイル以内) <p>◆ネブラスカ州</p> <ul style="list-style-type: none"> ・娯楽、歴史、文化、レジャー活動を提供する地域の重要なスポット ・十分な駐車場、近代的なトイレ、飲料水がある ・ワイナリーや醸造所は少なくとも週 20 時間以上開館していること <p>◆カンザス州</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園や野生生物等のツーリズムを扱う部局が認可した施設 ・10 台以上の駐車場があり、バス利用も可能である ・年間 2000 人以上の来訪者を維持している施設 <p>◆ミネソタ州</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンサートホール等の施設は、2500 席以上を有し、年間 50 以上のイベントを開催しているもの ・薬局(24 時間営業、週 7 日、薬剤師が常駐)など